

《 事務所ニュース 2021年9月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

健康保険被保険者証等を直接交付が可能に (令和3年10月1日から)

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和3年10月1日より施行することとなりました。改正の趣旨及び内容等については下記のとおりです。

改正の趣旨

健康保険制度における被保険者証等については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付すること等が義務付けられているが、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、保険者が支障ないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が可能となるよう、所要の改正を行うもの。

改正の内容

- 健康保険法施行規則の一部改正
 - 被保険者証の交付について、保険者が支障ないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとする。
 - 被保険者証の情報を訂正した場合における被保険者証の返付について、保険者が支障ないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととする。
 - 被保険者証の再交付について、保険者が支障ないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととする。
 - 被保険者証の検認又は更新等を行った場合における被保険者証の交付について、保険者が支障ないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとする。
 - 高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付方法等について、①～④に準じた改正を行う。
 - その他所要の改正を行う。

65歳以上のマルチジョブホルダーに 雇用保険適用

「週の所定労働時間が20時間未満」の場合、雇用保険の対象外ですが、2022年1月1日から複数の職場で勤務する65歳以上の高年齢労働者（マルチジョブホルダー。所定労働時間の合計が20時間以上）に対し、雇用保険の特例適用制度を試行（5年メドで検証）します。

高年齢被保険者の特例にかかる要件

- ・2以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上
- ・それぞれの事業における所定労働時間が5時間以上20H未満で、その合計が20時間以上

なお、特例適用を受けるには、労働者が本人の住居所を管轄するハローワークに申し出て事務手続を行う等変則的ですので注意が必要です。

地域最低賃金の改定について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した令和3年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。

これにより令和3年10月1日から変更されます。

令和3年10月1日発効 (単位：円)

都道府県	3年度	2年度	引き上げ額
埼玉	956	928	28
千葉	953	925	28
東京	1041	1013	28

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行